

財団法人 兵庫県社会保険協会寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人兵庫県社会保険協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神戸市中央区北長狭通4丁目9番26号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、兵庫県における健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の被保険者(被保険者であった者を含む。)及びその被扶養者(以下「被保険者等」という。)の健康及び福祉の増進を図るとともに、社会保険事業の推進に協力し、もって社会保険制度の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被保険者等の健康及び福祉の増進に関する事業
- (2) 社会保険事業の推進に関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立の日に有する基金
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 会費収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立の日に有する基金
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ4分の3以上の同意を得、かつ、兵庫社会保険事務局長の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、ゆうちょ銀行若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に理事会の議決により定める。

2 毎事業年度の事業計画、収支予算書を理事会の議決後3月以内に兵庫社会保険事務局長に提出するものとする。

- (事業報告及び収支決算)
- 第11条** この法人の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後3月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。
(事業年度)
- 第12条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会員等

- (会員)
- 第13条** この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した兵庫県内に所在する健康保険法及び厚生年金保険法の適用を受ける事業主とする。
(入会)
- 2 会員として入会しようとする事業主は、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。
(退会)
- 3 会員は、会長が別に定める退会届を提出して退会することができる。
(会費)
- 第14条** 会員は、理事会において、別に定める会費を納入しなければならない。
(会費の不返還)
- 2 既納の会費は、返還しないものとする。
(支部)
- 第15条** この法人は、第4条に掲げる事業を円滑に行うため、兵庫県内に所在する社会保険事務所の管轄地域ごとに支部を置く。

第4章 役員等

- (役員の種別及び選任)
- 第16条** この法人に、次に掲げる役員を置く。
- | | |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 2人 |
| (3) 専務理事 | 1人 |
| (4) 常務理事 | 1人 |
| (5) 理事 | 18人以上25人以内(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。) |
| (6) 監事 | 2人 |
- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。
4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
(役員の職務)
- 第17条** 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定めた順序により、会長に事故があるときは、その職務を代行し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 専務理事は、この法人の会務を掌理する。
4 常務理事は、常務を処理する。
5 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
6 監事は、民法第59条の職務を行う。
(役員の任期)
- 第18条** 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ4分の3以上の同意により解任することができる。この場合において、その役員に対し、理事会及び評議員会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第21条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べるることができる。

(事務局)

第22条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第25条 理事会は、会長が招集する。

2 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があつときは、会長は速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開催の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

- 第31条** この法人に、評議員31人以上36人以内を置く。
- 2 評議員は、理事会において選出し、会長が委嘱する。
 - 3 第18条から第20条までの規定は、評議員についても準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。
 - 4 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(評議員会)

- 第32条** 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、会長が招集する。
 - 3 評議員会の議長は、評議員の互選による。
 - 4 評議員会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次に掲げる事項について、会長の諮問に応じ、審議し、助言する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること
 - (3) その他この法人の運営に関する重要な事項
 - 5 第25条第3項及び第27条から第30条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

- 第33条** この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ4分の3以上の同意を得、兵庫社会保険事務局長の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第34条** この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、理事及び評議員現在数のそれぞれ4分の3以上の同意を得、兵庫社会保険事務局長の許可があったとき解散する。
- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、兵庫社会保険事務局長の許可を得て、この法人の類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

(委任)

- 第35条** この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。
- 附 則
- 1 財団法人社会保険協会兵庫県支部の権利義務は、この法人の設立日においてこれを、この法人に承継するものとする。
 - 2 兵庫県社会保険委員会の権利義務は、この法人の設立日においてこれを、この法人に承継するものとする。
 - 3 この寄附行為は、兵庫県知事の設立の許可があった日から施行する。

附 則 (昭和23年10月 1日認可)

この寄附行為の変更は、昭和23年10月 1日から施行する。

附 則 (昭和24年 9月12日認可)

この寄附行為の変更は、昭和24年 9月12日から施行する。

附 則 (昭和25年 4月 1日認可)

この寄附行為の変更は、昭和25年 4月 1日から施行する。

附 則 (昭和31年12月20日認可)

この寄附行為の変更は、昭和31年12月20日から施行する。

附 則（昭和35年 4月21日認可）

この寄附行為の変更は、昭和35年 4月21日から施行する。

附 則（昭和43年11月13日認可）

この寄附行為の変更は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和54年 4月30日認可）

この寄附行為の変更は、昭和54年 4月30日から施行する。

附 則（行政区画、住所表示変更）

この寄附行為の変更は、昭和55年12月 1日から施行する。

附 則（昭和57年 6月 7日認可）

この寄附行為の変更は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和63年 3月31日認可）

この寄附行為の変更は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 元年12月16日認可）

この寄附行為の変更は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成11年 5月17日認可）

この寄附行為の変更は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

2条の変更は平成11年6月1日から変更する。

附 則（平成12年 4月 1日認可）

この寄附行為の変更は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則（平成13年 5月 1日認可）

この寄附行為の変更は、兵庫社会保険事務局長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成14年 6月 5日認可）

この寄附行為の変更は、兵庫社会保険事務局長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成15年 5月26日認可）

この寄附行為の変更は、兵庫社会保険事務局長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成16年 3月29日認可）

この寄附行為の変更は、兵庫社会保険事務局長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成17年 4月 5日認可）

この寄附行為の変更は、兵庫社会保険事務局長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成21年 4月 1日認可）

この寄附行為の変更は、兵庫社会保険事務局長の認可のあった日から施行する。